

## 令和3年度千葉県立茂原樟陽高等学校部活動に係る活動方針

### 1 趣旨

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁平成30年3月策定）及び「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」（県教育委員会平成30年6月策定）に基づき、ここに「茂原樟陽高等学校部活動に係る活動方針」を定める。

### 2 基本方針

（1）部活動は教育課程での取組とあいまって、生徒の「生きる力の育成」を実現する役割を果たさなければならない。よって学校の教育目標に基づき、計画的に実施するものである。

（2）部活動の実施にあたっては、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、適切な運営が行われるようにする。

### 3 目標

（1）部活動を通して、自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成するとともに、「文武両道」の実現に向け、心身を鍛え充実した生活を築こうとする主体的な態度を育てる。

（2）技術・競技力を向上させるだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ資質や能力を育てる。

### 4 本年度の部活動・同好会

（1）本年度設置する部活動・同好会について

・運動部

卓球・バレーボール・バスケットボール・バドミントン・ソフトテニス・テニス・  
剣道・柔道・射撃・陸上競技・野球・サッカー・射撃・弓道・空手道

・文化部

英語・茶道・音楽・演劇・書道・美術・文芸・写真・囲碁将棋・インターアクト・  
科学・軽音楽

・専門部

畜産部・農業土木部・電子機械部・電気部・環境化学部

・同好会

家庭科・社会科研究

（2）活動時間及び日数について

・活動時間学期中：平日2時間程度 週休日等：3時間程度を目安とする。

（練習試合や大会等を除く）

長期休業中：3時間程度を目安とする。（練習試合や大会等を除く）

(3) 部活動の休養日の設定

・年間を通して100日程度の休養日を取ることができるよう、授業日や長期休業中に計画的に設定していくこと。(1週あたり、平日1日、土・日1日の休養日を原則とする。)

(4) 大会参加について

・部活動として参加する大会(行事)は以下の点に該当するものとする。

①高体連、高野連、高文連が主催、共催、後援する大会。

②その他の大会(行事)については、生徒の健康面・安全面・学習面、また保護者の同意を得て、経済的負担等に十分配慮した活動計画の下、校長が許可した場合に参加を認める。

(5) その他

・原則として、定期考査初日の1週間前から考査終了までの期間は休養日とする。また、学校閉庁日(夏期休業中及び年末年始)も休養日とする。ただし、大会直前など特別な事情があるときには、必要最小限の練習日、練習時間で、生徒・保護者の同意のもと、校長の許可を得て活動することがある。

## 5 各部の活動方針の策定等

(1) 校長は、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定する。

(2) 部活顧問は「各部の基本方針」並びに「毎月の活動計画」「毎月の実績報告」を作成し、校長に提出する。

## 6 部活動の運営について

(1) 体罰等の禁止について

・部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう配慮する。

(2) 保護者の理解と協力について

①保護者の理解と協力は、部活動の運営上、欠かすことのできない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。(「毎月の活動計画」の配布等)

②部活動の取組状況、大会・練習試合の結果等をできるだけ保護者に伝え、部活動に対する理解と協力を得られるよう努力する。

(3) 安全面の配慮

- ①部活指導中における事故の未然防止のため、日頃から、施設・設備等の点検を実施する。
- ②事故が発生した場合は、本校の危機管理マニュアルに従い、顧問は迅速な対応をする。
- ③スポーツ医・科学の研究成果を積極的に取り入れ、指導場面で活用する。
- ④顧問は、心肺蘇生法・AED使用等の研修を受け、実践できるようにする。
- ⑤気象庁の高温注意報が発せられた場合は、熱中症事故防止から、当該地域・時間帯における屋外の運動を原則として行わない。
- ⑥万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応をする。
- ⑦緊急事態宣言等の発令に伴う活動においては、県教育委員会・県高等学校体育連盟等からの通知に従い対応をする。

附則本活動方針は、平成31年4月1日から施行する。